

## 厚生委員会会議録

平成22年12月15日(水)

(開会)10:00

(閉会)12:02

委員長

ただいまから厚生委員会を開会いたします。「議案第98号 平成22年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

健康増進課長

「議案第98号 平成22年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」について補足説明をいたします。補正予算書の97ページをお願いいたします。

第1条におきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3082万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ141億3793万9千円と定めるものでございます。今回の補正は、本年度上期の実績をもとに、決算見込み額を試算し、歳入歳出において見直しを行っております。

110ページをお願いいたします。まず、歳出予算の主なものについてご説明をいたします。

1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費723万8千円の減につきましては、職員の異動、人勤による期末手当削減による人件費等の減少によるものでございます。

111ページをお願いいたします。2款 保険給付費 1項 療養諸費につきましては、9月までの実績から3月分までの見込みを推計し、3億817万3千円増の86億553万9千円を計上いたしております。この原因といたしましては、1人当たり医療費が大幅に伸びました関係での増額ということになっております。続きまして、2款 保険給付費 2項 高額療養費につきましては、これも9月分までの実績から3月分までの見込みを推計し、6706万2千円増で計上いたしております。

112ページをお願いいたします。3款 後期高齢者支援金 4款 前期高齢者納付金 5款 老人保健拠出金、113ページの 6款 介護納付金につきましては、福岡県後期高齢者医療広域連合及び社会保険診療報酬支払基金への平成22年度の納付金や負担金、拠出金の額が確定しましたので、その金額にあわせて補正を行っております。

114ページをお願いいたします。10款 諸支出金につきましては、平成21年度の国庫負担金等の超過交付分を返還するものでございます。

104ページをお願いいたします。歳入予算の主なものについてご説明をいたします。1款 国民健康保険税 2項 国民健康保険税 1目 一般被保険者国民健康保険税につきましては、8月分までの調定実績から推計し、当初予算額24億4046万3千円から約4.9%減の23億2187万3千円を計上いたしております。これは対象世帯の減少及び国保世帯の所得の減少によるものでございます。

106ページをお願いいたします。3款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 療養給付費等負担金、同款 2項 国庫補助金 1目 財政調整交付金 1節 普通調整交付金及び107ページの6款 県支出金 2項 県補助金 1目 財政調整交付金につきましては、歳出予算の一般療養給付費及び一般高額医療費の増額に伴いまして増額補正を行うものでございます。

106ページをお願いいたします。4款 療養給付費交付金につきましては、平成21年度の未交付分8503万円の交付により、4420万7千円の増額補正を行っております。

107ページをお願いいたします。5款 前期高齢者交付金につきましては、平成22年度の交付額が確定しましたので、2億3167万1千円減額補正を行っております。その主な要因としましては平成20年度に過大に交付されておりました交付金額の返還によるものでございます。その精算額としましては5億1683万7千円の額になっております。

108ページをお願いします。9款 繰入金 1項 一般会計繰入金につきましては、普通交付税の係数変更による財政安定化支援事業繰入金等の増額のため、全体額で2992万6千円の増額補正を行っております。同款 2項 基金繰入金につきましては、当初予算では、基金の全額を取崩す予定にしておりましたが、前年度繰越金が生じた関係で、3791万3千円の減額補正をいたしております。10款 繰越金につきましては、21年度の繰越金4億5189万6千円を計上いたしております。

以上で、国民健康保険特別会計の補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

楡井委員

いまの補正予算について何点かお聞きします。いま説明はあったようにも思うんですけど、もう少し詳しくお願いしたいと思ってお聞きいたします。まず歳入のほうなんですけど、国保税の納入といいいますか、補正がプラスマイナスですけども、1億500万円ほど減額になっている状況があると思います。この1億500万円の減額の内容といいいますかね、理由について説明していただきたいと思います。

健康増進課長

国保税の1億501万4千円の減の理由でございますが、この中で一番影響が大きいものが一般被保険者国民健康保険税でございます。一般保険者の保険税につきましては、当初予算では被保険者が33,169人、1人当たり平均課税所得を57万9801円で試算をしておりました。今回補正で実績から被保険者数が32,830人、1人当たりの平均課税額が41万5955円となりまして、総額で1億1859万円の減額となっております。人数にいたしますと、被保険者が339名の減、平均課税所得で見ますと、16万3846円の減となっております。これは、やはり経済情勢の悪化の影響が残っているものではないかと考えております。

楡井委員

経済情勢の悪化というのが大幅減収といいいますかね、補正の理由だというふうにいま言われたんですけど、これもことし急になったわけでもないし、この経済情勢の悪化はずっと続いているわけですよ、何年も。そういう状況の中で、人数は339人というふうに言われましたけど、これだけ大きい国保の人数の入れ替わりがあるものだろうかと思いますし、さらには平均課税所得の差が16万2846円でしたか、いうように大きな金額になってる状況もあるわけですよ。この平均課税所得が、何千円とかということなら分からないでもないんですけど、16万円も差がでてきているということについては、当初の見込み、当初の計画、予算編成のときの状況がどうだったのかというふうに思うんですよ。その点、どうでしょうかね。

健康増進課長

国民健康保険税の算定につきましては、前年度所得を対象にして算定をいたしております。ここ数年の動向といたしましては、毎年補正予算で減額するような形で補正を行っております。その減少幅もここ数年見ますとかなり大きい数字で減少いたしております。参考に申し上げますと、昨年8月現在で比較をいたしますと、21年度が1人当たりの課税所得といたしましては43万3102円、20年度が46万円、ことしが41万5千円と、毎年減少傾向になっております。ここの分も途中で解雇されたとか、そういった方の数もやはり多く上がっておりますので、そこら辺がまだ今年までの影響としては続いているんじゃないだろうかというふうには感じております。

楡井委員

いま平成20年、21年、22年の平均課税所得というのが言われたんですけど、そして前年の所得によって計算していくということも言われましたけど、20年が46万円、21年が43万、そして22年がここに書いてある41万5千円なんですよ。当初予算のときに計算

した57万9千円というのが、どこからでてくるのかと、そんな大きな金額がですね。という疑問がまた出てくるんですよ。

健康増進課長

すいません、先ほどの当初の1人当たりの課税所得でございますが、57万9801円と申し上げましたが、44万722円、1人当たりの総所得の数字をちょっと申し上げておりましたので、それからいたしますと35,000円程度の減少ということになります。すいません。訂正させていただきます。

楡井委員

昨年の課税所得と言われた57万9千円というのが、44万円ということなんですか。それはそれで分かりましたけど、そういう数字上の間違いが時々あるんですよ。予算審議のときも、決算のときもありましたけども、そんなふうなことをいろいろ言われて、質問をして、間違っていましたということになると、こちらのいろいろ聞いていかん論点がといいますか、論旨が崩れてしまうんですよ。これは、そういう意味では議員の側としては面白くないんですよ。せっかくこれはいい視点を見つけたと思って一生懸命ついていけば、途中でいやそれは違っていましたということになれば、振り上げた手の下ろしようがないということになりますので、数字の問題はきちんとね、健康増進課だけではなく他の課もそうですけど、ぜひお願いしたいと思うんですよ、数字で政策をつくっているわけですよ、数字を見て。そういう意味では、数字が違ってくると政策が違ってくるということになると思うんですよ。ぜひお願いしたいと思います。

それから次の質問は、前期高齢者交付金ということで2億3100万円、これ返還せないかんとということなんですかね。ちょっとこの返還する額が大き過ぎるという感じがして、これだけ大きなお金が行ったり来たりすると、元の予算が、計算を組み立てていく上で、成り立たないんじゃないかという感じもするんですよ。当初からこれだけ大きな返還があるというふうな予測の上に、予算が立てられたものかどうかですね、その点を説明していただきたいと思います。

健康増進課長

前期高齢者交付金の制度自体が平成20年度から開始されております。平成20年度の見込み数字といたしまして、各市町村からの数字を推計いたしまして、国のほうから概算交付額というふうな形で交付を受けております。2年後の精算で実質の数字が固まった段階で、国のほうが再算定をいたしまして最終的な額を確定するわけでございますが、平成20年度が初年度ということでございましたので、国のほうが過大に交付をいたす結果になっております。私どももある程度試算した段階で見込んではおりましたが、結果として精算額が5億1600万円ほどの過大交付ということになっておりましたので、最終的には今回の補正額の2億3100万円ということになっております。このことにつきまして、私どももある程度予測をした範囲を超えた中で精算ということになっておりますので、非常に財政運営としてもやりにくいということは現実的にございます。いま基金等もございまして、黒字の中で財政運営をいたしておりますけども、今後医療費が拡大しました中ではそういった見込みをシビアにしていかなくちゃならないと考えておりますが、こういったことで余りにもぶれがあっては財政運営自体がかなり難しくなるというふうには考えております。

楡井委員

国はかなりお金持ってるのかなというふうに思うんですよ。

それから次は、レセプト点検委託料というのが249万5千円の減額になっているんですけど、それに照応するものとして医療諸費というのが3億817万3千円ですか、増額になっているんですよ。レセプト点検委託料は減っているのに医療費は増えているという関係になっていると思うんですよ、その関係を、レセプト点検委託料が少なくなったら医療費も少なく

なるんじゃないかと思うんですね。その点をちょっと説明してください。

健康増進課長

レセプト点検委託料につきましては、レセプトの見込み枚数で算定をいたします。療養諸費、今回3億円の増額をいたしておりますけれども、レセプト枚数につきましては変化はほとんどございません。ただレセプト1枚に対するその請求額が大幅に増加しております。その結果、療養諸費のほうは大幅に増加するような形にはなっております。それとレセプト点検につきましては先ほど言いましたように、枚数自体はずっと変更はございませんが、あとは競争入札等でそのときの入札状況によって減額というような形が起こり得るといふふうに考えております。

榆井委員

いまの関連でですね、レセプトの枚数が横ばいだということは、新しい患者さんが増えてないということなんですか。それとも増減があって新しい患者さんは100人増えて、いままでかかっていた方が100人減ったからプラスマイナスゼロだと、こういうことはあり得ると思うんですね、理屈としては。そういうのはあると思うんですけども、そういうことなのかどうか。レセプトの枚数は横ばいになっているという説明については、どんなふうなんですか。

健康増進課長

レセプト枚数の横ばい、増減はいろいろあるんですけども、被保険者の動向につきましても減少傾向にはございますが、そんなに極端な減少ということではございません。被保険者全体の数字からして、いまの受診状況といたしましては、そういう変化はないということですが、ただし、いま高度医療とかそういった問題もございますので、1枚当たりの単価が上がってきたために療養諸費の数字が押し上げられているという結果になっております。ですから、患者さんもそれぞれその年受けられて翌年は入院されないとか、いろいろな要素がありますが、全体に対する受診率としてはそんなには大きな変化はないということでございます。

榆井委員

いまの説明との絡みで言えば、健康を保持するという努力をやっているわけですけど、そういう努力が実りつつあるということの反映なんでしょうかね。今までかかった人や新しくかかった人で、医療費が非常に高額な医療を使う、言うなら心臓の大きな手術をしなければならぬとかというような高額医療を使っているという関係で医療費が増えてるけれども、全体的には健康が増えていると、増進しているというようなことになるんですかね。

健康増進課長

その分析はかなり難しいとは思いますが、基本的に病気をされて入院された方については、基本的にはもう病気はしないよというような感覚で健康維持に努められると思います。それで、継続的に治療を受けられる必要のある方というのは、例えば生活習慣病、糖尿病とかそういった形で継続的に治療を受けられる必要がある方はそうでしょうけれども、普通の方は一過性の風邪をひくとか、そういった部分でいえば、1回かかれば次にはもうなるべくそういったことには注意するというようなことも考えられると思いますので、やはり、私どもが医療費を上げないというような、あまり増加させないということで、皆さんに健康維持の働きかけをいたしておりますけれども、そういったことは被保険者の方にもやはり理解していただいているんじゃないだろうかというふうには考えております。

榆井委員

そこで特定検診の返還金というのが、国と県と合わせて1556万8千円ということになっているようですが、この特定検診の返還金が生じたということはどういうことなのか、説明してください。

健康増進課長

特定検診の返還金につきましては、平成21年度飯塚市では受診率を50%で見込んだ中で予算を計上しております。それで補助金の概算交付を受けておりました。この補助金につきま

しては特定検診にかかわる部分の国が3分の1、県が3分の1、飯塚市が3分の1という組み立てになっております。決算ではその受診率が40%ということになりましたので、その差額分を今回返還することとなっております。この受診率につきましては、国が最終的には65%まで国保の場合はするようにと。それが達成できなければ後期高齢者の支援金を増減させるといようなペナルティも与えるようになっておりますので、飯塚市といたしましてもその率を達成するように、いま努力しているところでございます。

楡井委員

それでは次の質問に移りますけど、給料の関係ですね。給料といいますか、給与といいますか。この関係で22人の職員の方たちの給与の減額が790万4千円ということになっております。116ページですかね。ここに一覧表があるんですよ。それでこの数年、職員達の賃下げが続いているようですけど、その内容をちょっと説明していただきたいんですけども。この賃下げの一覧表の中で、時間外が人勤後のほうが増えている関係もありますので、その点についてちょっと説明していただきたいと思うんですよ。

健康増進課長

まず人勤にかかわる減額の経緯ということでご説明を差し上げます。平成22年度では給料で0.17%、期末手当で0.2カ月分の減額措置が講じられております。ただ、この平成22年度の今回の補正につきましては、給与分の0.17%につきましては中で考慮はされておられません。平成21年度は給料分で0.18%、期末手当が0.35カ月分の減額措置が講じられております。ここ2年間減額傾向にあると。いま116ページのほうの表になりますけども、先ほど言いました709万円の内に、人勤に係る影響といたしましては、職員手当の説明欄のところになりますけども、下から2段目の人事院勧告に伴う期末勤勉手当の減、これが先ほど言いました0.2カ月の減少による影響額ということで、130万2300円の減額補正というふうになっております。それと時間外の手当が増加しているということでございますが、これは4月から新システムが稼働しますけども、その分の入力作業といたしまして、ことしの11月から旧システムと新システムの並行入力をしなければなりません。そのため、新システムの入力作業がどうしても時間外の対応ということになりますので、時間外が増加しているというふうになっております。

楡井委員

709万4千円というのは22人の職員の方たちで割り算しますと、1人平均ですけど35万9千円ぐらいになるんじゃないかと思うんですよ。そうすると1カ月3万円ぐらいになります。39歳が平均になってるようですから、この課としては。共済費というのを外したらですね、31万3千円ほどになりますかね、というようなことになると思います。313,608円ぐらいじゃなかったかなと思いますけども。そうすると、39歳平均給与31万2千円という、1カ月分を越すような金額になるんじゃないかというふうに思うんですよ。そうすると、この減額だけで1人は11カ月分しか1年間の給料をもらえないと。これは一時金も入ってるようですから一概には言えないかもしれませんが、そういうふうになるんじゃないかと思うんですけども、そういうことでいいでしょうか。

健康増進課長

116ページの表をもう一度お願いいたします。ここに給与と職員手当等の今回の減額の内訳ということで書かれておりますが、まず給料のほうになりますけども、説明欄のところ異動等による減、育児休業等による不用額ということで、これは今回の人勤とは関係なく異動、あとは育児休業を取っていた者が復帰するということでこれが必要なくなると。ですから、今回の人勤に関する分につきましては、先ほど申し上げました132万3千円、これが影響額として今回の予算でみられている分ということでございます。

楡井委員

132万円というのを22人で割ればいいということですね。それで、去年の分の給与で0.18、期末が0.35減額になってるということですけど、これは金額にするといくらになるのか分かりますか。

健康増進課長

去年の分の影響といたしましては、給与が50万6千円、期末が255万8千円となっております。合計で306万4千円となっております。

楡井委員

去年が306万円、ことしが132万円というのが、22人の方から去年、ことして減額をされた給料分ということになりますね。

委員長

他に質疑ありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

楡井委員

補正予算反対討論、2つ指摘しておきたいと思います。1つは、一番始め問題提起しました、当初予算の編成があまりにも大雑把じゃないかと思えますし、説明の中でもそのことは出てきたんじゃないかというふうに思います。それから、職員給与に関しては、職員給与に関する条例改正議案の際に、我が党が反対した討論があります。その趣旨に基づいて、この2点で本議案には賛成できないという態度の表明をさせていただきます。以上です。

委員長

他に討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第98号 平成22年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙手 賛成多数 )

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第99号 平成22年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

介護保険課長

「議案第99号 平成22年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)」の補足説明をいたします。

補正予算書の119ページをお願いします。介護保険特別会計におきましても、先ほどの国保会計と一緒に全費目について見直しを行いまして、決算見込み額により補正を行うものです。補正額につきましては、保険事業勘定で9715万5千円を追加しまして、112億4276万6千円に増額、サービス事業勘定では34万7千円減額しまして、予算総額を1億1660万2千円にしようとするものでございます。

補正の内容につきましては、保険事業勘定の歳出から事項別明細により説明させていただきます。予算書の128ページをお願いします。1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費の863万9千円の減額につきましては、先ほどの国保と同様ですけれども、人事異動および人勤によります人件費の減によるものが主なものでございます。

次ページの同款 3項 介護認定審査会費につきましては、2目 認定調査等費におきまして、審査件数の増によります主治医意見書等作成手数料の増となっておりますけれども、1目のほうで介護認定審査会費におきまして上半期の実績から審査会経費を決算見込み額により減額

した結果となっております。

次ページ、130ページをお願いします。2款 保険給付費 1項 介護サービス等諸費 6目 地域密着型介護サービス給付費4889万4千円の追加から、一番下段の6項 その他諸費 1目 審査支払手数料111万3千円の減額まで、各目の増減補正は今年度前期の保険給付の実績に応じまして給付費総額を7742万1千円追加いたしまして、105億7733万4千円にしようとするものであります。

次に131ページをお願いします。3款 地域支援事業費 1項 事業管理費 1目 事業管理費の390万8千円の減額は、先ほどと同様に人件費等の減による減額でございます。

次ページの同款 2項 介護予防事業費 1目 介護予防特定高齢者施策事業費の575万5千円の減額は、主に生活機能評価事業の決算見込減によるものです。中段の3項 包括的支援事業・任意事業費 2目 任意事業費の494万9千円の増額は、主に食の自立支援事業の事業費、件数増によるものです。

次に133ページ、5款 諸支出金 1項 償還金及び還付加算金 2目 償還金の3305万2千円の増は、前年度確定によります国・県の介護給付費負担金にかかります超過受け入れ分を返還するものでございます。

次に歳入に戻りまして、124ページをお願いします。1款 保険料 1項 介護保険料 1目 第1号被保険者保険料413万3千円の増は、本算定から決算見込額を見込みまして増額補正するものでございます。全体として0.23%の増となっております。

同ページ、3款 国庫支出金、次ページの4款 支払基金交付金 5款 県支出金、126ページの7款 繰入金 1項 一般会計繰入金までは、歳出の保険給付費及び地域支援事業費等の増減補正に応じて、それぞれ負担割合で増減補正をしております。

同ページ、7款 繰入金 2項 基金繰入金 1目 介護給付費支払準備基金繰入金で給付費財源の調整を行っておりますが、6084万2千円の減額となっております。また、後ほど議案で説明いたしますが、高額介護サービス費等貸付基金を廃止しますことから、次ページ3目 高額介護サービス費等貸付基金繰入金において、基金現在額1009万2千円を繰り入れることとしております。8款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金1億0759万円の増額は、前年度繰越金を計上しております。以上が事業勘定であります。

次に介護サービス事業勘定につきましては、137ページから142ページにかけてですけれども、全体で34万7千円の減額となっておりますが、これは主に140ページの地域包括支援センターシステム利用料の見込み減によるもので、それに合わせて歳入を増減補正しております。以上、説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

楡井委員

それでまた3、4点お聞かせ願いたいと思います。まず、保険料の関係ですけど、普通徴収が大幅に増額補正になってます。この普通徴収の現年分は大幅増額補正になってますけど、滞納分といいますかね、滞納繰越分、この徴収は滞納分の減額補正と、こうなっていますので、この関係を少し、なぜ大幅な増収予定なのか、それに比べて滞納分はなぜ少ないのかということについての説明をお願いしたいと思います。

介護保険課長

介護保険料の現年度の賦課の分の増減ですけれども、介護保険料の賦課は基本的にいえば、前年度の賦課決定期の特別徴収と普通徴収の割合で調定額を、見込み額を振り分けております。ここ近年、特別徴収がだんだんだんだん増えていった傾向がありましたものですから、平成22年度当初予算におきまして平成21年度の賦課決定より特別徴収を多く見込んでおりました。それが、これ検証しますと昨年度の災害の影響もあってるんですけども、昨年度の災害

で減免された方々というのは、一旦普通徴収に戻って年金の特徴ができないもんですから、そういった影響と推測しておりますけれども、当初の特別徴収と普通徴収のバランスがちょっと狂ってきたというのが実情です。それと2点目の滞納繰り越し分の予算減ですけども、調定額そのものが当初見込み額よりも減じたという結果で、徴収率そのものは当初予算の徴収率同率で積算させていただいております。

楡井委員

国保と同じで、ここも見込みのですね、かなりの徴収見込み違いというようなことなんですよ。今の課長の発言では、ちょっと狂ったというようなことも言われましたけども、そういう問題じゃないんじゃないかと、予算を編成する上でですね、しっかりしなければいけないと思います。

それから次に繰入金ですね、一般会計からの事務費繰入金、これが約2000万円ぐらいですか、減額補正になってるようなんですけど、これはどういう理由なのか説明してください。

介護保険課長

繰入金が約1966万5千円減額に事務費分がなっておりますけども、特別会計のバランス上、給付費バランスと事務費バランスで繰入金の調整をしていますが、事務費バランスのほうで先ほど説明させていただきましたけども、高額介護サービス費貸付基金条例を廃止する予定としております。その関係で、事務費に充当可能な基金繰り入れが1009万2千円収入としてあがっております。それに事務費相当の、先ほど説明しましたけれども、総務費において人件費等の減で745万5千円程度の減と、あわせまして介護従事者処遇改善臨時特例基金の繰り入れを191万1千円取り崩す予定としておりますので、その金額を合算しますと1945万8千円程度になります。その見合いが、一般会計事務費繰入金が減額になったものでございます。

楡井委員

114号議案の仕事をする予定ではないんで、その繰り入れがなくなってるんだというような説明かと思いますが、まだ114号議案は審議されてないし、廃止が決まったわけではないんですよ。にも関わらず予算のほうはもう執行するというような状況が提案されてるんじゃないかと思うんですよ。この関係は余り正常じゃないんじゃないかと思うんですけども、こういうものですかね。

介護保険課長

一般的に議案と予算は、予算が先行しますもんですから、同時に議案として上程させていただいております。

楡井委員

次ですね、食の自立支援ということで500万3千円が増額になっておりますけども、この内容について説明していただきたいと思います。

高齢者支援課長

食の自立支援事業委託金の500万3千円増額は、当初利用者480人で延べ配食数8万食を予定しておりましたが、利用者の増加にともないまして、配食見込み数が8万6千食と6千食増加しますので、その分500万3千円を増額補正をさせていただいております。

楡井委員

その500万3千円を増やした結果、この8万食は8万6千食になっていったというようなことですけど、これは一週間の、いままで従来5日だったと思うんですけど、これは今までどおり週5日間ですか。

高齢者支援課長

昨年度、全市的に1週間に7食の配食ができるようにしております。

楡井委員



私は一般質問でお年寄りの家庭を見守るというようなことを質疑したことがありますが、この配食サービスの関係から見てですね、そういうお年寄りの人達への見守り活動、これがどういような反映、この配食サービスの面からお年寄りの見守り活動という関係が、何かおもしろい話とか、これは良かったというような話とかいうのはありませんかね。

高齢者支援課長

この配食サービス時には、利用者さんの安否確認をするようになっております。最近の話ですが、利用者さん宅に配食を持っていきましたときに連絡がとれなかったということが、在宅介護支援センターと高齢者支援課のほうに連絡がありまして、職員のほうが利用者さん宅へ出向きましたら、ちょっと高齢のこともあって、ちょっと時間の誤差がありまして、夕方になってるんですけど、朝と勘違いをしていらっしやったと、戸を叩いて起こすことができたということが1件と、やはり連絡がとれない鍵がかかった状態ということで、当課の職員が出向きまして、飯塚警察署の立ち会いのもと中に入りましたところ、意識不明の状態で倒れてあったということで救急搬送につなげていったというような事例がありました。

委員長

楡井委員、あくまでも今回は補正予算の審議でございますので、さらに突っ込んだところでございましたら、所管事務調査でお願いしたいと思っております。

楡井委員

次ですね、給料の関係なんですけどね、30人の職員で1227万1千円の減となっております。先ほどもお聞きした関係がありますけれども、同じような質問になるんですが、この1227万1千円の内訳、それから人勤での減額、さらには昨年から続いてですから、昨年の給料分の人勤による影響額ですね、説明してください。

介護保険課長

先ほどの国保と同様になりますけども、予算書の135ページをお願いします。135ページの一番上の(2)給与及び職員手当の増減額の明細の中で、給与につきまして599万2千円の減、理由といたしましたしましては異動による減が305万、育児休業による不用額が294万2千円となっております。職員手当のほうでは、総額で576万9千円の減、人事異動により減が68万円、人事院勧告に伴う減が201万6千円、育児休業等による不用額が200万3千円となっております関係で、共済費を含みますと1227万1千円の減額となるものです。この中での人事院勧告に伴います影響額としましては、職員手当のほうで先ほど健康増進課の国保の説明でもございましたけれども、給与費のほうについて反映はされておられませんけど、職員手当のほうで2行目の201万6千円が人事院勧告に伴う給与減額という影響額でございます。ちなみに質問の平成21年度におけます人事院勧告の削減では、給与で31万円、期末勤勉手当で382万4千円、合計413万4千円が昨年度の人事院勧告により影響額でございます。

委員長

他に質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

楡井委員

この補正予算の6千食分の食の自立支援予算の増額などありまして、説明が2点ほどありましたけど、見回り活動への貢献もあるのではないかというような点が評価はできると思っております。しかし、予算を立てていく上での保険料の大幅な修正、これは国保のときと同じような問題点を含むんじゃないかというふうに思いますし、職員給与の問題点についても国保と同じような立場から、この2点について反対の趣旨としたいというふうに思います。よろしくお願いま

す。

委員長

他に討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第99号 平成22年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙手 賛成多数 )

賛成多数。よって、本案は原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:55

再 開 11:00

委員会を再開いたします。

「議案第100号 平成22年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

健康増進課長

「議案第100号 平成22年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」について補足説明をいたします。今回の補正は先ほどの国保会計、介護と同様に前期の実績をもとに決算見込みを試算いたしまして見直しを行っております。

補正予算書の143ページをお願いいたします。第1条において、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億7906万4千円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億6288万3千円とするものでございます。

148ページをお願いします。歳出の1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費につきましては、職員の異動、期末手当等の削減による人件費の見直しなどにより104万2千円の減額となっております。続きまして、2款 後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、3月までの保険料納付見込み及び保険料分の繰越しました平成21年度の出納整理期間の保険料を納付するものでございます。

146ページをお願いします。歳入の1款 後期高齢者医療保険料につきましては、総額で1億8351万6千円の減額補正となっておりますが、当初予算編成時点での税率改正の見込みでは、均等割額56,275円、所得割額11%で算定をいたしておりましたが、最終的に平成20年の税率は、剰余金の繰入れ33億3千万及び財政安定化基金63億9600万円の活用などで均等割額52,213円、所得割額9.87%と低く抑えられたために大幅な減額となっております。普通徴収が増額になっていることにつきましては、当初予算では広域連合からの金額を普通徴収と特別徴収の人数割合で按分していましたが、実績金額の割合で算定した結果、特別徴収が減、普通徴収が増額となっております。4款 繰越金は21年度の出納閉鎖期間の22年4、5月分の保険料等で524万円の増額となっております。以上簡単ですが、補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

榆井委員

保険料の大幅減と大幅増の理由は説明を受けましたので、分かりましたので割愛しますが、給与分で108万円の減となっております。その内容と、それからこの数年のといいますが、昨年の賃下げ額はどうなっているかだけについてご説明ください、お願いします。

健康増進課長

給与分につきましては、異動等によりまして120万6千円の減、職員手当につきましては異動等による減が41万8千円、人事院勧告に伴います期末勤勉手当の減が26万4千円、その他の異動関係で111万6千円の増となっております。昨年度の分につきましては、給与分では人勧の給与抑制といたしましては、影響額は75,000円、人事院勧告に伴います期末勤勉手当の減といたしましては46万7千円、合計で54万2千円の減額となっております。

委員長

他に質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

楡井委員

この議案100号につきましても、大幅修正ということもありますし、いま言いました人勧による給料の減額ですね、これはやはり認められないということで反対の意思を表明したいと思います。

委員長

他に討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第100号 平成22年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙手 賛成多数 )

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第103号 平成22年度飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

高齢者支援課長

「議案第103号 平成22年度飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)」の補足説明をいたします。

補正予算書175ページをお願いします。介護サービス事業特別会計は「特別養護老人ホーム筑穂桜の園」の管理運営に関する予算であります。今回の補正の主な内容は、施設職員の処遇改善に伴う指定管理委託料の増額とスプリンクラー設置工事の財源に交付税措置ができる過疎債が充当できることになったことによる財源変更であります。

第1条において、歳入歳出それぞれ1137万3千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億9295万1千円とするものです。

補正予算の内容につきましては、歳出から事項別明細書により主なものについて補足説明をいたします。181ページをお願いします。1款 事業費 1項 施設介護サービス事業費 1目 施設介護サービス事業費の13節で特別養護老人ホーム筑穂桜の園指定管理委託料181万2千円を増額しています。増額の理由は、社協の施設職員に対する処遇改善によるものです。処遇改善交付金は、指定管理者である社会福祉協議会には直接交付されず、介護給付費収入として市の歳入となりますので指定管理委託料として支出するものであります。2款 基金積立金 1項 基金積立金 1目 特別養護老人ホーム運営基金積立金ではスプリンクラー設置工事の財源に起債を充てることになりましたので、剰余金となる一般財源983万5千円を基金に積み立てるものです。

続きまして、歳入であります。179ページをお願いします。1款 サービス収入 1項 介護給付費収入 1目 介護給付費収入343万2000円の減額と、同款 2項 自己負担金収入 1目 自己負担金収入108万1千円の減額は、スプリンクラー設置工事のため

10月から12月までの間、入所者を一時的にショートの3床に移動していただいたためショートステイが利用できなくなったことによる減額です。2款 財産収入 1項 財産運用収入の27万4千円の減は運営基金の預金利子及び運用収入の減であります。3款 繰越金は前年度繰越金を計上しています。

180ページをお願いします。4款 繰入金 1項 基金繰入金 1目 特別養護老人ホーム運営基金繰入金2622万2千円を減額するものであります。減額の理由は、基金からの繰入金をスプリンクラー設置工事の財源に充てることとしていましたが、過疎債及び介護サービス施設整備事業債を財源とすることとなりましたので、基金からの繰り入れが不要となったものです。同款 2項 一般会計繰入金2100万円はスプリンクラー設置工事の財源に充てるためのものです。財源の過疎債は一般会計での歳入となりますので一般会計からの繰入金として受け入れるものです。5款 1項 市債 1目 介護サービス施設事業債2100万円の増額もスプリンクラー設置工事の財源に充てるものです。

以上、簡単ではありますが補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第103号 平成22年度飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第114号 飯塚市高額介護サービス費等貸付基金条例を廃止する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

介護保険課長

議案第114号 飯塚市高額介護サービス費等貸付基金条例の廃止について説明いたします。議案書では24ページになっています。本基金は、介護保険制度導入の平成12年度に旧飯塚市におきまして、高額サービス給付費の申請から給付費支給までの繋ぎ資金及び住宅改修、福祉用具購入にかかる償還払いにかかる給付費支給までの繋ぎ資金として資金を貸し付け、給付費支給時に返還してもらうことにより介護保険制度の利用を容易することを目的に導入されております。当初、特別会計におきまして1000万円を一般財源、先ほど説明いたしましたけれども一般会計繰入金、事務費分ですけど、それにより基金を造成しまして、合併後も引き続き同基金を確保していたものでございます。

しかしながら、住宅改修、福祉用具の購入にあっては、基金造成後の平成12年度の中途より給付費分を直接業者に支払う受領委任払いを採用したことによりまして、利用者が一旦立て替えをして業者に支払う必要がなくなっております。また、高額介護サービス給付費につきましても、平成17年度より利用者の負担軽減から、給付手続きが簡素化されまして、毎月申請して給付の手続きを毎月毎月とっていたものが、初回のみ申請で2回目以降については申請を行わずに自動的に給付が可能となっております。また、本市においては初回申請においても勧奨通知を発し、利用者の申請を施しまして、書類の簡素化に努めているところでございます。

以上のような状況から、利用機会が極端に少なくなり、過去の実績においても平成13年度に旧飯塚市におきまして延べ30万7千円の利用があったことが最高で、平成19年度以降利用が全くあっていない状況であります。このような状況で1000万円の基金を確保している

ということは資金運用においても非効率であり、基金で確保しておく必要性がなくなったことから、貸付制度としては平成23年度より歳計予算に貸付金を計上しまして、予算貸付で対応する予定としております。その関係で本基金につきましては平成23年3月31日をもって基金を廃止し、予算貸付に切り替えるために本廃止議案を提出するものでございます。以上、説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第114号 飯塚市高額介護サービス費等貸付基金条例を廃止する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものといたしました。

次に「議案第117号 飯塚市立保育所条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

保育課長

「議案第117号 飯塚市立保育所条例の一部を改正する条例」につきまして提案理由の補足説明をいたします。議案書27ページをお願いします。飯塚市立津原保育所は平成24年4月1日より民営化のため、飯塚市立保育所条例より削除するものであります。

以上、簡単ですが補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

楡井委員

津原保育所が民営化されるということなんですから、若干説明をお願いしたいと思います。この津原保育所ができた経緯、それから地域にどのような役割を果たしてきたんだろうかということ、それから今後どうなるんだろうかというようなことについて説明していただきたいと思います。

保育課長

まず、最初のご質問の津原保育所ができた経緯でございますが、当時県の住宅供給公社による宅地開発等に加えまして、一般住宅の建設に伴う人口の増加が見込まれた状況がありました。高田小学校区には保育所がなかったことから、既存の保育所までの距離も遠かったため、地元の方の強い要望によって、昭和55年4月に開設されたものでございます。それから2つ目の地域に果たしてきた役割はどんなものがあるかというご質問ですが、小学校や近くの高齢者施設などとの交流を通しまして、地域における身近な保育所として親しまれております。また、津原保育所は自然環境に恵まれておりまして、小規模な保育所でございますが、他の保育所と違った落ち着いた雰囲気の中での保育が行われております。なお地域との交流活動、あるいはこういうものについては、すべての保育所に共通するものでございます。公立でも私立でも保育所が国の定める保育指針に基づいて保育を行っていることから、基本的には変わりはありません。それから3点目の民営化後は、果たしてきた役割はどうなるのかということでございますが、基本的には移管前の年間のいろんな行事がございまして、そういうものについては継承することを民営化募集要項等に定めながら、緩やかに移行ができるよう、そしてまた十分に配慮していきたいというふうに考えております。また、保育内容についても公立、私立、先ほ

ど言いましたように国の指針に沿って保育を行ってまいりますので、民営化したからといって急に保育の内容が変わることはございません。これまでも津原保育所が果たしてきた役割、特色、そういうものについては運営主体である民間になっても変わることはないと考えております。

楡井委員

廃止、民営化ということの今後の影響、いま若干その影響はないというふうに言われたように思います。保護者、ないしは園児との関係がどうなんでしょうかと、地域との関係はどうなんでしょうか、さらには地域の問題についても若干触れられたようですけれども、飯塚市行政としてはこの影響はどうなんでしょうか、保育料とかその他いろいろ保育園にあずけることによる経費があって、それが負担になる増減があるんでしょうかどうだろうかとという4つの点について説明していただきたいと思います。

保育課長

まずは1点目の、民営化して公立を廃止することによっての保護者や園児への影響ということでございますけど、民営化募集要項の中で移譲前の保育内容、行事、先ほども言いましたように保護者と十分な協議を行いながら、意見を尊重することで十分な引継ぎ期間をもちまして、移譲するというようにしております。その関係で、児童、保護者の不安を招かないように最大限の配慮を行っていきたいというふうに思っております。それから民営化して公立を廃止することで地域への影響ということでございますが、先ほども言いましたように、小学校、あるいは高齢者施設との交流、地域における身近な保育所として親しまれておりますけど、このことについても移管前の年間行事などを継承していくということで、地域の方への影響もないと考えております。それから民営化して行政への影響はどうかという3点目のご質問だったと思いますが、民営化によりまして生み出されました財源、これについては在宅の保育家庭などの支援あるいは子育ての整備などに充てるのが可能になるのではないかというふうに考えています。それから、合併後、定年退職以外にも多くの保育士の方が退職を希望されていますので、厳しい財政状況の中では多くの正規職員の採用が望めないということもありますということから、民営化によって一定の職員の確保にも繋がるのではないかと考えております。それから民間活力の導入によりまして、公立保育所では実施できなかった特別保育の実施とか、そういうものについても充実ができるのではないかと考えております。それから老朽化、あるいはいろいろなことが考えられますが、そういうことで民営化することによって大規模の修繕等についても国、県、市の補助によって充実させることが可能になります。

楡井委員

行政の影響ということで財源ができると、その財源はいろんなところに使えるというふうなことで説明があったんですけど、財源ができる、民間に委託するといいますか、民営化にすることで年間どのくらいの財源効果といいますか、削減効果を考えておられますか。

保育課長

津原保育所の財源効果につきましては、大体年間で平成22年度の当初ベースで考えますと年間約2170万円ぐらいの効果があるのではないかとというふうに考えております。その内容としましては全体で扶助費が2170万円ぐらいの財政効果があると考えております。

楡井委員

2170万円というのは純然たる財政効果というふうに理解していいですかね。

保育課長

いままで津原保育所にかかっておりました人件費を含む総歳出額に対して、今後の歳入を考えたときに2170万円ぐらいの効果があるというふうに考えております。

委員長

他に質疑はありませんか。

道祖委員

確認の質問ですけれど、これは民間にお任せするんですけど、民間の公募というか、受付と  
いうか、選定と  
いうかその日程はどういうふうにしていくのか。そこんところやっぱりね、  
きちっとしとかなないと保護者の人たちも心配しますんで。

保育課長

今後のスケジュールでございますが、いま鋭意検討委員会のほうで協議を行っております。  
そしてまた、いま言われました民間移譲につきましての募集要綱についても、いま検討委員  
会で協議を行っております。そして2月の市報において公募を実施したいと考えています。そし  
てまた3月公募を受けまして、3月に選考に入って、早々に決定して1年かけて移譲してい  
きたいというふうに考えております。

委員長

他に質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

楡井委員

公式的ですけども、地方自治体の役割を果たしていく上で子育ての制度、これを次々に民  
営化していくというような方向なんですけども、そういう方向については共産党は賛成できな  
いということで、この議案についての反対の表明としたいと思います。

委員長

他に討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第117号 飯塚市立保育所条例の一部を改正する条例」について、  
原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙手 賛成多数 )

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第119号 サン・アビリティーズいづか条例の一部を改正する条例」を議  
題といたします。執行部の補足説明を求めます。

社会・障がい者福祉課長

「議案第119号 サン・アビリティーズいづか条例の一部を改正する条例」について補  
足説明をいたします。議案書の30ページをお願いします。本案は、サン・アビリティーズい  
づかの管理及び運営に関する事項を協議するサン・アビリティーズいづか運営協議会を廃  
止するものであります。その主な理由といたしましては、別途議案として上程しておりますけ  
ど、サン・アビリティーズいづかの平成23年度からの指定管理者の指定に伴いまして、指  
定管理者の業務として運営会議の設置を新たに位置付けております。これは指定管理者が民間  
のノウハウを活用して施設管理を行うことを目的としていることから、施設のより円滑な運営  
を図るため、指定管理者がダイレクトに利用者及び関係団体等から意見を聞く運営会議を設  
置し、条例に定める運営協議会に代わり協議を行うもので、指定管理者は提出された意見等  
を十分尊重して、施設の管理・運営に反映させることにより、利用者の視点に立った利便性の向上  
等に努めたいと考えております。

また、サン・アビリティーズいづかの運営に関する政策的な面につきましては、別途設  
置いたしております飯塚市障がい者施策推進協議会において現在も審議を行っておりますが、今  
後も運営会議から提出された意見等を障がい者施策推進協議会に報告して、障がい者の社会参  
加及びスポーツ・文化等の振興に関する他の施策と合わせまして一体的に審議を行い、施設の

有効利活用、利用者の利便性向上等に取り組んで参りたいと考えております。

なお、資料といたしまして新旧対照表を31ページに記載いたしておりますが、内容の説明等につきましては省略させていただきます。以上、簡単ですが補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

楡井委員

それでは3点お聞きしたいと思います。サン・アビリティーズ運営協議会という組織の、これまあ廃止するというわけですけど、これまでどのような活動をしてこられたのかについてが第1点、第2点はサンアビ運営協議会の組織形態、ないし運営費はどうなっているんだろうかというですね、なぜ廃止するかっていうことはいまご説明がありましたので割愛して結構ですから、1番と2番、よろしくをお願いします。

社会・障がい者福祉課長

サン・アビリティーズの運営協議会の活動につきましては、施設の管理及び運営に関する事項を協議するため、市長の諮問に応じて調査審議を行い意見を答申する機関で、構成員としては社会福祉関係者、障がい者団体、行政機関、公募委員等となっております。しかしながら、指定管理制度を導入した平成18年度に2回ほど開催いたしました、その後は今年度まで開催はいたしておりません。これは障がい者福祉全般にわたり審議を行うことを目的に別途設置しております障がい者施策推進協議会の構成員とこの運営協議会の構成員とが重複しており、なおかつ障がい者施策推進協議会の構成員には教育関係者や学識経験者等も多く含まれることから、サンアビの運営事業につきましても他の施策とあわせて一体的に審議を行うことがより効果的であり、効率的であると判断したためによるものでございます。また組織の形態につきましては、大体委員7名で組織しており、社会福祉関係者1名、障がい者団体2名、行政機関2名、それから公募委員1名、その他1名となっております。また先ほどの廃止の理由の中で補足をまた再度いたしますけど、その根拠といたしておりますのは、本年5月に飯塚市審議会等の設置及び運営に関する指針が示されておりますが、その中での審議会等の統廃合の基準で設置の目的及び所管事務が他の審議会等と類似または重複し、独立して設置する意義が薄れているもの、また市民等の意見を直接聞いたほうが効果的・効率的に目的が達成されるものについては統廃合をするようなことの指針が示されておりますので、これをもとに今回廃止するものであります。

楡井委員

他の団体といますかね、協議会と重複しているメンバーがですね、したがってそちらのほうがいろんな有識者も入ってるんで、これはなくてもいいんじゃないかという説明もあったと思いますが、大がかりに検討する、全体的な検討は検討として必要なことだとは思いますが、やはりその施設にはその施設の独自性があると思うんですね。そのために組織されている組織だからですね、協議会ですから、独自の問題をそういう大がかりなところで、独自の細かいところまでなかなか手が回らないということもあるんですね、やっぱり独自のものは必要なんじゃないかというふうに思います。したがって19年以降開会が1回も開かれていないということについては、果たしてこの組織の、機関のですね、施設の運営がどうだったんだろうかなというふうにも思ったりもしております。それで今後どうするかということについては、運営会議というのを組織するんだというふうに説明があったようですが、この運営会議の構成についてはどういうふうな予定を考えておられるのか、説明してください。

社会・障がい者福祉課長

この運営会議委員の構成については、今後、内部でも協議して決定してまいりたいと考えておりますが、先ほど言いました社会福祉関係者、障がい者団体また利用者、当事者、その他職業安定所や市の行政職などを含めて構成していきたいと考えております。



楡井委員

その運営会議には、指定管理者そのものは入らないんですか。

社会・障がい者福祉課長

指定管理者の業務として位置づけますので、事務局としての役割を果たしていただきたいと考えております。

委員長

他に質疑はありませんか。

道祖委員

まず単純な質問なんですけれど、これ運営協議会を廃止するということなんですけれど、これは指定管理者を指定するから廃止するということによっていいんですか。

社会・障がい者福祉課長

指定管理者を平成23年度以降、別途議案で指定について議案を上げておりますが、指定管理者の仕様書の中で業務の一環として新たにこの運営会議を設けたということで、そこで協議をしてもらうような形を考えております。

道祖委員

ということは、指定管理者が決まらなると運営協議は行われなるといことになりますよね。

社会・障がい者福祉課長

指定管理者が指定を受けまして、それから運営協議会を立ち上げて審議をしていただくという形になります。

道祖委員

これは執行部に言うことかどうかわかりませんが、議事運営上128号で指定管理者の指定が議案として上がってるわけですけども、これが議決されない限り、可決されない限りですね、いま議論してるこの119号を先にやると、もしこの指定管理者の指定が否決された場合、いまの執行部の答弁ではおかしくなるような気がしますけど、その辺はどういうことになりますか。どなたがお答えになるかわかりませんが、議事運営かも分かんないし。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:35

再 開 11:44

委員会を再開いたします。

社会・障がい者福祉課長

ご質問の件につきましては、例えば指定管理者の今度あげております議案が否決された場合はどうなるのかという件につきましては、このサン・アビリティーズの運営そのものを先ほど言いました別途設置いたしております障がい者施策推進協議会のほうで、現在も諮問をいたして実施いたしておりますけど、今後もこの委員会の中で審議をしていただきたいと考えております。

委員長

他に質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

楡井委員

一番最後の答弁は、運営会議が開かれなくても障がい者施策推進協議会というところでやっていくというようなことのようにですけど、それはそれとして別の問題がでてくるのではと感じます。これまでの活動にもいろいろ問題はありましたけど、今後つくられる組織も、もし

128号が成立するとすれば、採択されるとすれば、先ほど説明のあったように指定管理者が事務局を兼ねるといような方向では、果たして行政の責任が果たせるのかなというふうに思っています、この119号については第1点目と合わせてですね、再考すべきではないかというふうに考えますので、態度としては反対の表明をさせていただきたいと思えます。

委員長

他に討論ありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第119号 サン・アビリティーズいづか条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙手 賛成多数 )

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第128号 指定管理者の指定(サン・アビリティーズいづか)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

社会・障がい者福祉課長

「議案第128号 指定管理者の指定(サン・アビリティーズいづか)」について補足説明をいたします。

議案書の52ページをお願いします。指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6号の規定により議会の議決を求めるもので、指定管理者に管理を行わせようとする施設はサン・アビリティーズいづかでございます。

指定管理候補者の選定につきましては、飯塚市指定管理者選定委員会が本年9月9日、10月5日及び10月12日の計3回開催し、選定の結果、特定非営利活動法人いづか障害児者団体協議会が候補者として選定され、10月21日に委員長から市長のほうへ答申がなされております。今回、管理を行わせようとする期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間で、選定の方法及び理由等につきましては議案書に記載のとおりとなっております。また、選定委員会における各応募団体の評価点につきましては、53ページに資料として記載いたしております。

以上、簡単ですが補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

楡井委員

4点ほどお聞かせ願いたいと思えます。1つは、5年間運営を任せるといことにはなるんですけども、53ページの得点の関係を見ますと、2,340点満点のところは1,350点という表が出てます。これは率にしていいものかどうか分かりませんが、半分少し超えたところ、57.5%ぐらいの得点なんですよね。非常に低いんじゃないかというふうに思うんです。同じように指定管理者を導入するということで、次の議案でリサイクルプラザがありますけど、ここでは66%になってるような状況もありますし、その次のところでしたかね、そこも約60%近い得点になってるんですよね。そういう意味では、今回の議案の中では一番得点が高い状況があります。そういうふうに私は感じます。この得点で施設の52ページに4点ほどこういうことをすべきだということが書いてあるんですが、この得点で施設の設置目的、これが達成できるんだろうか。それからこの施設の効用ですね、これがさせられるのんだろうかというふうに今不安に思います、危惧いたします。その点、危惧を取り払っていただく説明をお願いしたいと思うんですが。

社会・障がい者福祉課長

選定委員会での評価につきましては、指定管理者制度導入にかかわる指針に基づき評価が行

われておりますけど、ご質問の評価点数につきましては標準的なレベルを5点として、最低1点から最高10点の10段階評価を39項目に対して6人の評価委員が行われて評価されております。ご質問の得点率といいますが、57.5%につきましては、質問者が言われますとおり決して高いとは考えておりませんが、評価の方式が10点満点から減点する方法ではなく、標準を5点として加算または減点する方法となっておりますので、57.5%というのは指定管理者として導入時に係る指針に示す標準を上回る50%となっておりますので、選定委員会の答申においても指定管理者として適当であるという評価をいただいておりますので、当団体を指定管理者として議案としてあげたものでございます。また、この点数で設置の目的が果たせるのかということにつきましては、この施設が心身に障がいのある方の福祉の向上と市民福祉の増進を図ることを目的として設置しておりますけど、ご質問者ご指摘のとおり評価委員会による評価としては確かに高い点数ではありませんが、指定候補者であるNPO法人の飯塚障がい児者団体協議会は、障がい者やその保護者、障がい者を支援するボランティア団体及び障がいに関する各専門分野の方から構成された団体でもありますので、利用者の視点に立った管理運営、事業の実施ができることと、また平成18年度から既に当該施設の指定管理者としての実績もございますので、今後施設の目的に沿って管理運営は可能と考えております。ただ、ご指摘のとおりそれが十分発揮できたかということにつきましては、今後担当課といたしましても指定管理者と協議を行いながら、施設のより効率的な有効な利活用に向けて指導また監督に努めてまいりたいと考えております。

楡井委員

いままでも指定管理者でやって来られた状況がありますが、実際運営してきて経費削減が市の直営ということとの関係では、どのくらいの経費の削減になってるんだろうかなということについてはいかがですか。

社会・障がい者福祉課長

今回の指定管理料を算定するにあたりましては、これまでの指定管理における各経費の過去3年間分の実績を平均いたしまして算出したしております。また、修繕料につきましては10万円未満は指定管理者が、10万円以上の修繕は市が行うなどリスクの分担を明確に定めております。そのようなことから、これまでの指定管理料よりも200万4千円ほど減額となっておりますが、これは近年の実績をもとに適正な指定管理を再度見直した結果によるものでございますので、必要な経費等を削減したという認識はいたしていません。

楡井委員

先ほどの議案119号との絡みもありますが、5年間でこの57.5%という得点率を上昇させる保障というものはあるのでしょうか。

社会・障がい者福祉課長

今回、指定候補者の選定に当たり選定委員会から出されました答申書の中の付帯意見といたしまして、広報や関係紙などにイベントや各教室の開催などの情報が余り記載されておらず効果的なPRをしていただきたいと、また教室などは単発的ではなく定期的に行うよう努めていただきたいなどの指摘がなされております。このような点について、指定候補者として選定するに当たり、委員から出されました意見を十分に尊重して改善に向けて指導してまいりたいと考えております。また、施設の管理運営に関しまして現在、毎年度施設単位で実施しております指定管理業務の評価に基づきまして、不適切や十分でない部分については指導・監督を徹底してまいりたいと考えております。

楡井委員

要望なんですけど、4点内容が指摘してありますよね。(1)で指定施設の利用に関しては不当な差別的取り扱いが行われる恐れがないことというふうにありますけど、最近こういういろんな福祉施設で虐待問題等がありますよね。そういうこともちょっと含めてですね、この不

当な差別的扱いという文言と同時に虐待というような言葉は挿入できませんか。もし可能であれば、指摘の意味もありますので、入れておいたほうがいいのではと思うんですが、以上です。

委員長

要望でよろしいですね。他に質疑はありませんか。

道祖委員

39項目を評価したということでしたよね。その結果、1,350点だということなんですけれど、平均は5だということですよ。5を下回るような項目はあったんですか。

社会・障がい者福祉課長

担当課のほうには、個別の評価点というのは来ておりませんでしたけど、その点私も気になりましたので担当しております総合政策課に確認いたしましたら、各項目全部5点を上回っているという状況でございます。

道祖委員

それといろいろ見直して200万円の経理削減効果があるということですけど、これは大まかなところはどのような内容で。

社会・障がい者福祉課長

この200万4千円の減につきましては、だいたい3年間の実績をもとに積算をした内容の結果になっておりますけど、その主な大きなものとしたしましては、委託料の減が130万円程度でございます。これは障がい者団体でありますこの障がい児者団体協議会が、いろんな障がい者の関係の分野でいろんな業務をいたしておりますけど、その関係で障がい者の雇用を促進したというようなこともございまして、その結果、例えば清掃委託料とか、そういうものが実際削減できた、そういう指定管理者の努力によるものもございまして。

道祖委員

障がい者の方に働いてもらってるということで、それで効果が出たんだということなんですけど、それはそれで努力されてることは結構なんですけれど、公契約の問題についてですね、考えていったときに、どうしても財政は苦しいと、経費の節約という面からでしか考えていきませんけれど、問題はそこに労働者として携わっている方たちの賃金がどういう状況にあるかということが一切見えないんですよ。ですから、一番危惧するところは経費節約を求めるのはいたし方ないけれど、そこに働いている人たちの賃金が最低賃金を下回るようなことのないようにですね、時々目を光らせていただきたい。特に障がい者の方々という、ある意味ちゃんとしてやっておかないと不当に差別とかですね、そういう面も出てくる可能性ありますので、その点をお願いして終わります。

委員長

他に質疑ありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

榆井委員

議案117号でも申しましたけど、やはり公的機関としてですね、やはり維持していくべきじゃないかというふうに思います。なぜならば、非常に得点が低いという問題と財政効果も200万円程度ということになりますし、運営会議でしたかね、運営会議というのがこの運営していこうとされている指定管理者が事務局ということになれば、果たして正確な、客観的な改善点が示されるんだろうかという不安はぬぐい去れませんので、この議案には賛成できないというふうに思います。よろしく申し上げます。

委員長

他に討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第128号 指定管理者の指定(サン・アビリティーズいづか)」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

( 挙手、賛成多数 )

賛成多数。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から1件について報告したい旨の申し出が  
あっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「指定管理施設の評価について」報告を求めます。

社会・障がい者福祉課長

「指定管理者施設の評価について」ご報告いたします。

現在、社会・障がい者福祉課が所管いたしております飯塚市筑穂保健福祉総合センターにつきましては、平成18年3月から指定管理者制度を導入し、社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会が指定管理者として管理運営を行っておりますが、平成21年度の業務実績に対する指定管理者の外部評価を飯塚市指定管理者評価委員会に諮問し、その評価結果が平成22年12月3日に答申されております。

評価結果につきましては、お手元に配布資料としてお配りしておりますが、業務評価表の下のところになりますが、総合評価の欄に記載のとおり評価結果としては「優良」となっておりますが、ただその横の意見の欄に記載されておりますが、下のほうに2段に分けて書いてありますけれど、「損益状況を明記又は注意すべきである」との指摘がっております。これは、指定管理者である社会福祉協議会は、法人会計の中で約30近くの実施事業を各勘定に別けて経理がされておりますけれど、筑穂保健福祉総合センターにつきましては指定管理業務勘定と介護保険事業勘定、それから障がい者自立支援事業勘定の3つに別けて経理がされており、指定管理業務勘定のまず収支バランスを取って、残りの部分を残りの2つの事業の勘定に振り分けているような状況のため、実際の損益状況が把握できないことに対する指摘でございます。この評価結果につきましては、速やかに指定管理者へ報告しておりますが、内容につきましては指定管理者とも協議を行い、改善に向けた対策を検討したいと考えております。

以上、簡単ですが報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、厚生委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。